

## 令和6年度東海市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により売上高の減少等の影響を受ける中小企業者等を支援するため、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第5項第4号及び第5号の規定に基づく市長の認定を受けた中小企業者並びに伴走支援型特別保証制度、経済環境適応資金経営改善等支援の融資を受けた中小企業者等が負担すべき信用保証料の負担を軽減するため補助金を交付し、もって中小企業の振興に寄与することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる中小企業者等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売上高の減少等に対応するための次に掲げる融資に係る信用保証料を支払ったもので、市税を完納したものとする。

- (1) 伴走支援型特別保証制度の融資
- (2) 経済環境適応資金 経営改善等支援

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象となる融資に係る信用保証料の額（100円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、その額が12万円を超えるときは、12万円とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第2条各号に掲げる融資を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 市税の完納証明書
- (2) 取扱金融機関証明書
- (3) 保証協会からの信用保証決定通知書

### (補助金の変更申請)

第5条 前条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市

長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前2条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第7条 市長は、規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

2 前項の規定による補助金の支払は、申請者が指定した申請者名義の口座への振り込みにより行うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は融資に関し不正の行為があったとき。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。